

第25回定時株主総会 招集ご通知

■日 時

2022年3月30日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

■場 所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX 4階
GALLERY NEXT-3
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

■議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

ベース株式会社

BASE

株主の皆様へのお知らせ
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り郵送又はインターネット等による議決権の事前行使をお願いいたします。
ご来場の株主様が十分な間隔を確保できないと判断した場合は、ご入場をお断りする場合がございます。

証券コード 4481
2022年3月11日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
ベ ー ス 株 式 会 社
代表取締役社長 中 山 克 成

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX 4階 GALLERY NEXT-3
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 1. 第25期(2021年1月1日から2021年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期(2021年1月1日から2021年12月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

- ・「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.basenet.co.jp>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後6時 到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後6時 入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

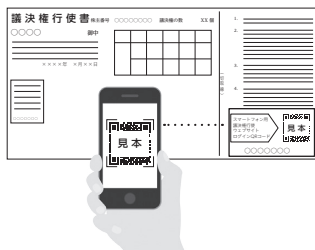
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

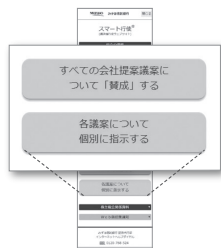
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

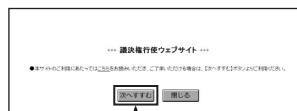
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

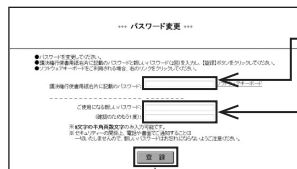
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しい
パスワードを設定して
ください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(附則)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、取締役会をスリム化し、経営の意思決定や監督機能と業務執行機能を分離する体制にいたします。取締役会は経営上の戦略的な意思決定を行うこと及び業務執行の監督を行うことに専念することとし、過半数を独立社外取締役により構成することでコーポレートガバナンスの更なる強化を図ります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	なか やま かつ なり 中山 克成 (1957年7月9日)	1989年4月 株式会社バイトルヒクマ入社 1997年1月 当社設立 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 貝斯（無錫）情報系統有限公司董事長	101,600株 (注) 2
【取締役候補者とした理由】 中山克成氏は、1997年の当社設立以来、代表取締役として長年に亘り、ソフトウェア開発における豊富な経験と知識に基づき、グループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	たか の のり ゆき 高 野 哲 行 (1971年8月17日)	2000年1月 山田&パートナーズ会計事務所（現 税 理士法人山田&パートナーズ）入所 2002年11月 税理士登録 2005年1月 株式会社ネットプライス（現 B E E N O S 株式会社）入社 2007年2月 当社入社 2008年1月 当社財務部長 2009年3月 当社執行役員財務部長 2010年3月 当社取締役財務部長 2013年3月 当社常務取締役管理本部長兼財務部長 （現任） （重要な兼職の状況） 貝斯（無錫）情報システム有限公司監事	27,600株
【取締役候補者とした理由】 高野哲行氏は、税理士として豊富な経験と知識を有し、当社の管理部門及び財務・経理部門の統括者として、グループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	わ だ しげ ふみ 和 田 成 史 (1952年8月30日)	1980年3月 公認会計士登録 1980年6月 税理士登録 1980年12月 株式会社オービックビジネスコンサル タント設立 代表取締役社長（現任） 2007年11月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社オービックビジネスコンサルタント代表取締役社長	120,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 和田成史氏は、株式会社オービックビジネスコンサルタントの代表取締役社長かつ創業者でもあり、企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有しております。経営の公平性と透明性を向上させるためのコーポレート・ガバナンスの継続的な強化の観点から適切な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	うえの 上野 亨 (1973年8月14日)	1997年4月 ソフトバンク株式会社入社 1999年5月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券) 転籍 2014年7月 株式会社SBI証券コーポレート部部長 2015年2月 株式会社うえる代表取締役(現任) 2015年11月 C Channel株式会社監査役(現任) 2016年5月 株式会社ハロネット取締役(現任) 2016年8月 株式会社Payment Technology代表取締役(現任) 2019年4月 株式会社ラファール取締役(現任) 2020年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社うえる代表取締役 株式会社Payment Technology代表取締役 C Channel株式会社監査役	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>上野亨氏は、証券業界における豊富な知識や経験を有しているとともに、多数の企業において社外役員等を歴任し、加えて株式会社Payment Technologyでは企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有しております。経営の公平性と透明性を向上させるためのコーポレート・ガバナンスの継続的な強化の観点から適切な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山克成氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有する中山アセット株式会社が所有する当社の株式の数は3,885,600株であります。
3. 和田成史氏及び上野亨氏は、社外取締役候補者であります。
4. 和田成史氏及び上野亨氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって和田成史氏は14年4ヶ月、上野亨氏は2年となります。

5. 当社は、和田成史氏及び上野亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の最低額としており、和田成史氏及び上野亨氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、和田成史氏及び上野亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務執行に起因して損害賠償請求がなされたことによつて被る損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役橋本幹朗氏、丸山直樹氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、当該監査等委員である取締役候補者はそれぞれ橋本幹朗氏、丸山直樹氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	※ 木脇秀己 (1957年9月17日)	1980年4月 富士通株式会社入社 2011年5月 同社保険証券ソリューション事業本部長 2012年6月 同社金融システム事業本部長 2013年5月 同社執行役員インテグレーションサービス部門 金融システム事業本部長 2016年4月 同社執行役員常務グローバルサービスインテグレーション部門 副部門長 2019年6月 同社執行役員専務テクノロジーソリューション部門 副部門長 2021年3月 同社 退職	—
<p>【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要】 木脇秀己氏は、当社が属する情報サービス業の業務に精通していることに加え、富士通株式会社で永年要職を歴任し、企業経営においても幅広い経験と高い見識を有しております。これらを当社の常勤監査等委員である取締役として当社の監査等に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	※ しま だ ち こ 島田知子 (1974年8月24日)	2000年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2000年10月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 2007年 1 月 内閣官房司法制度改革推進室任官 2009年 9 月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所入所 2010年 1 月 同事務所パートナー（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所パートナー	—
<p>【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>島田知子氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と高い専門知識を有していることから、これらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木脇秀己氏及び島田知子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、木脇秀己氏及び島田知子氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の最低額としております。
5. 当社は、島田知子氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

取締役のスキルマトリックス

取締役会は経営上の戦略的な意思決定を行うこと及び経営の監督を行うことに専念し、業務執行機能は分離いたしました。取締役会は全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等を総合的に判断し、的確かつ迅速な意思決定を図ることができる体制としております。

	役職	氏名	独立役員	経営	IT	海外	営業	財務	法務
取 締 役	代表取締役社長	中山克成		○	○	○			
	常務取締役 管理本部長 兼財務部長	高野哲行		○				○	○
	社外取締役	和田成史	○	○	○			○	
	社外取締役	上野亨	○	○	○		○		
(監 査 等 委 員)	社外取締役 (常勤監査等委員)	木脇秀己		○	○		○		
	社外取締役 (監査等委員)	栗原章	○					○	
	社外取締役 (監査等委員)	島田知子	○						○

各人の有する専門性や経験等のうち、主なもの3つまでに限定しております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済活動の低迷により、依然として厳しい状況で推移しました。

当社グループが属する情報サービス業は、1月から9月に至る多くの期間が緊急事態宣言期間となる等厳しい環境であったものの、クラウドシフトやアジャイル活用、及びERP分野におけるSAP・ERPの保守サポートが今後終了することに伴う後続製品へのアップグレード需要等を背景として、デジタル変革「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」関連の推進機運は一層高まりを見せました。その結果、特定サービス産業動態統計（経済産業省／2021年10月分確報）によると、1－9月における情報サービス業の売上高は前年同期比で0.9%微増となりました。緊急事態宣言解除後の10月は前年同月比で7.9%増となり、その後も新規感染者数は低く抑えられて経済活動は回復傾向が続いたため、10－12月期の売上高は前年を大きく上回ることが予想されます。また、法人企業景気予測調査結果（内閣府・財務省／令和3年10－12期調査）によると、2021年度のソフトウェアを含む設備投資額は前年比で5.3%増の見込みとなっています。

このような経営環境の下、当社では昨年より取引先企業と連携して速やかにテレワーク環境を構築しており、緊急事態宣言等に影響されることなく、社員及び取引先企業の安全・健康を確保し、顧客への安定したサービスを提供することが可能となっています。また、コロナ禍で昨年より一時凍結していた案件が今年になって動き始め、商談が活発化してまいりましたが、その一方で断続的に発出される緊急事態宣言により、一部の案件に延期、縮小等の動きがみられました。このようなプラスとマイナスの要素が混在する状況におきまして、新規案件の獲得及び既存案件の継続、拡大等の対応を行った結果、増収増益となり売上高・利益ともに過去最高を更新しました。

中国子会社においては、早期に新型コロナウイルス感染症の影響は落ち着き、中国現地企業及び日系企業に対する受注が堅調に推移し、増収増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高13,293百万円（前期比7.2%増）、営業利益3,001百万円（同23.1%増）、経常利益3,004百万円（同24.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,126百万円（同22.0%増）となりました。

なお、当社グループは、ソフトウェア受託開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は総額61百万円となりました。その主なものは本社内部造作工事等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,500百万円の当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2018年12月期)	第 23 期 (2019年12月期)	第 24 期 (2020年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高(千円)	7,500,626	9,714,829	12,400,700	13,293,952
経 常 利 益(千円)	1,087,660	1,654,833	2,423,952	3,004,857
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	702,859	1,139,446	1,743,038	2,126,012
1株当たり当期純利益 (円)	88.88	143.26	195.74	237.43
総 資 産(千円)	7,220,378	9,054,541	10,286,381	11,440,871
純 資 産(千円)	3,270,561	5,656,590	6,901,427	8,584,932
1株当たり純資産 (円)	397.20	621.09	753.66	931.72

- (注) 1. 2019年8月30日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、また2020年6月10日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第23期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を適用しており、第22期の金額は組替後の金額で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2018年12月期)	第 23 期 (2019年12月期)	第 24 期 (2020年12月期)	第 25 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(千円)	7,007,402	9,222,713	11,812,693	12,597,421
経 常 利 益(千円)	1,050,173	1,611,424	2,337,278	2,934,035
当 期 純 利 益(千円)	671,386	1,117,348	1,699,183	2,087,569
1 株当たり当期純利益 (円)	84.90	140.48	190.82	233.14
総 資 産(千円)	7,006,883	8,797,120	9,938,060	10,962,126
純 資 産(千円)	3,132,240	5,489,851	6,656,980	8,220,889
1 株当たり純資産 (円)	395.71	617.85	745.23	915.37

- (注) 1. 2019年8月30日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、また2020年6月10日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第23期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用しており、第22期の金額は組替後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
貝 斯 (無 錫) 信 息 系 統 有 限 公 司	20,350千円	59.8%	ソフトウェア受託開発
株式会社BCH・ジャパン	10,000千円	59.8% (59.8%)	ソフトウェア受託開発

- (注) 1. 議決権比率は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題としては以下の事項を認識しております。

① 既存顧客の深耕及び主要顧客の拡大

安定した持続的な成長を続けるためには、顧客基盤の拡大が必要だと考えています。現在の主要顧客に対しては、これまでの長年の取引によって蓄積したノウハウと信頼関係をもとに、新たな領域の受注等、更なる深耕を図ってまいります。加えて、大手システムインテグレータをターゲットに要員の集中投入などを図り、新たな柱となる主要顧客の拡大も目指してまいります。

② 人材の確保

当社グループ事業を継続的に拡大していくためには、専門性を有する優秀な人材を安定的、かつ機動的に確保することが必要不可欠と考えています。そこで当社では、外国籍社員が多いという強みを活かしたダイバーシティを推進し、日本新卒採用、中国新卒採用、日本中途採用、中国中途採用それぞれに対してターゲット別に最適な採用戦略を講じてまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により海外との往来について一定の制限が続く可能性があり、状況に応じて日本国内での採用及びビジネスパートナーとの連携を強化することにより、人材を確保してまいります。

③ 品質・サービスレベルの向上

継続して受注を得るには、常に安定した品質とサービスを提供し、お客様に安心して頂くことが重要になります。品質・サービスレベルの向上に向けて、意識教育の徹底や品質管理方法の教育を強化してまいります。加えて、受注前の見積り審査や受注後のプロジェクト進捗確認等をアシュアランス室が行うことで、現場のみではなく、第三者によるチェックを通じて、品質・サービスレベルの向上を図ってまいります。

④ 最新技術の習得

当社グループ事業を取り巻く環境は急速に変化しており、お客様に対して、常に新しい価値を提供するためには、最新の技術を含めた専門性を有する優秀な人材が必要と認識しています。技術動向などを常に注視し、AWS（Amazon Web Services、Amazon.comが提供するクラウドコンピューティングサービス）、SAP、RPAなどの技術習得及び「DX」と親和性の高いアジャイル開発手法や証券業務など高付加価値に繋がる業務知識に的を絞った教育を行うとともに、関連資格取得者数の増加も図ってまいります。

⑤ リーダー層の育成

売上拡大に伴い、案件数や大型案件も増加し、ビジネスパートナーの活用も大幅に増加しています。そのため、マネジメントスキルを持ったリーダー層の育成が急務となっています。これまでの教育研修制度にプラスし、リーダーを目指す社員に特化した研修及び現場でのマネジメント経験をさせる取り組み等を通して、リーダー層を充実させてまいります。

⑥ 経営管理・内部管理体制の強化

経営に対する公平性及び透明性の担保、また、会社経営を脅かす問題・違反を防止し、法令・企業理念が遵守できる組織にするために、経営管理体制・内部管理体制の強化が重要と認識しております。外部講師による教育等も含めて、引き続き公平性と透明性、効率性、並びに、健全性を保つことができる組織を維持するために、コーポレート・ガバナンスの体制強化に取り組んでまいります。

⑦ 働き方改革の推進

働きやすい環境を整え、社員のワーク・ライフ・バランスやモチベーションの向上を図ることは、結果として社員の生産性や帰属性を高め、優秀な人材の確保に繋がると考えているため、働き方改革の推進は重要課題と認識しております。これまで、「社員を大事に」のスローガンのもと取り組みを行い、大手シンクタンクの客観的な診断に基づき大手金融機関より「働き方改革のグロース企業」としても評価を頂いております。引き続き従業員主体のキャリア構築の仕組づくりを行い、有給休暇取得率の向上、長時間労働の抑制等に注力してまいります。

⑧ ESG・サステナビリティの推進

当社は企業指針の一つに「ITを生業とする企業活動を通じて、社会が抱える様々な問題解決に貢献」することを掲げているとおり、現在世界規模で深刻化している環境問題や経済・社会問題などの解決に貢献するべく、ESGの課題に対して真摯に取り組んでいく必要があると考えております。

また、ESGの課題に取り組むにあたり、対応方針や実施状況に関して積極的な情報開示を行うことにより、企業の持続可能性（サステナビリティ）や中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2021年12月31日現在)

当社グループは、ソフトウェア受託開発事業を行っております。産業のグローバル化が進む中、最新のIT技術によってお客様の競争力向上や、業務の効率化・自動化を実現することで、「お客様に対して常に新しい価値を提供し続ける」ことを使命としております。

当社グループの事業は、ソフトウェア受託開発事業の単一事業であります。

事業のサービスラインは「システム開発」「ERPソリューション」「その他ソリューション」の3つであります。

サービスライン	内容
システム開発	金融・流通・製造・公共等の幅広い領域におけるオープン系システム開発等。 運用保守や顧客先への社員派遣により、システムの企画や課題改善活動などの社員支援業務も行う。
ERPソリューション	SAPを中心にERP、CRM、BASISの3領域でサービスを提供。導入コンサルティングから開発・運用保守まで幅広く対応。
その他ソリューション	最新技術とこれまでの開発経験を組み合わせ、顧客の業務効率化や作業品質向上に資するソリューションの提案、導入等。 ソリューション導入とあわせてBPOサービスも行う。

(6) **主要な事業所** (2021年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社

貝斯（無錫） 有 限 公 司 信 息 系 統	本公司	本社（江蘇省無錫市）、支社（上海市）
株式会社BCH・ 株 式 会 社	株 式 会 社	本社（東京都千代田区）

(7) **使用人の状況** (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
890名	35名増

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
743名	26名増	36.8歳	5.1年

(8) **主要な借入先の状況** (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	221,444千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	23,408
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	16,300
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,000

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,978,209株 (自己株式191株を除く)
- ③ 株主数 1,722名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
中山アセット株式会社	3,885,600株	43.3%
富士通株式会社	768,000	8.6
伊藤商事株式会社	683,100	7.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	437,100	4.9
ベース社員持株会	344,400	3.8
野村信託銀行株式会社 (投信口)	212,800	2.4
村崎小雪	204,000	2.3
秦小虎	126,600	1.4
後藤督一	123,600	1.4
和田成史	120,000	1.3

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (191株) を控除して算出し、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
2. 中山アセット株式会社は、当社代表取締役社長中山克成及びその近親者 (取締役中山秋子を含む) の資産管理会社であります。
3. 伊藤商事株式会社は、当社専務取締役伊藤依光及びその近親者の資産管理会社であります。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式総数は49,200株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山 克成	貝斯(無錫) 情報システム有限公司 董事長
専務取締役	伊藤 依光	貝斯(無錫) 情報システム有限公司 董事
常務取締役	高野 哲行	管理本部長兼財務部長 貝斯(無錫) 情報システム有限公司 監事
常務取締役	孫 彦	
取締役	中山 秋子	株式会社BCH・ジャパン 代表取締役社長
取締役	森 茂俊	総合企画部長
取締役	和田 成史	株式会社オービック ビジネスコンサルタント 代表取締役社長
取締役	上野 亨	株式会社うえる 代表取締役 株式会社Payment Technology 代表取締役 C Channel株式会社 監査役
取締役(監査等委員・常勤)	橋本 幹朗	
取締役(監査等委員)	丸山 直樹	株式会社アチーブゴール 取締役 株式会社Nelsite 取締役 日本エンジニアリングソリューションズ株式会社 取締役
取締役(監査等委員)	栗原 章	栗原公認会計士事務所 代表 株式会社バリューゴルフ 監査役

- (注) 1. 取締役和田成史氏、取締役上野亨氏、取締役(監査等委員)丸山直樹氏及び取締役(監査等委員)栗原章氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)栗原章氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度で専門的な知識と豊富な経験を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、橋本幹朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役和田成史氏、取締役上野亨氏、取締役(監査等委員)丸山直樹氏及び取締役(監査等委員)栗原章氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の最低額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の役員全員を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務執行に起因して損害賠償がなされたことによって被る損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、その保険料は当社が全額負担しております。

④ 取締役の報酬等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	186,544 (3,000)	161,544 (3,000)	25,000 (-)	- (-)	8 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,120 (3,000)	7,120 (3,000)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	193,664 (6,000)	168,664 (6,000)	25,000 (-)	- (-)	11 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬の基礎となる業績評価に係る指標の目標は、営業利益2,929百万円であり、その実績は3,001百万円であります。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第22回定時株主総会において、年額300,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議頂いております。なお、当該定時株主総会終結時における取締役の員数は7名であります。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第22回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議頂いております。なお、当該定時株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は3名であります。

⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。方針の決議に際しては、事前に報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個人別の報酬の決定に際しては職責や社内外の環境変化等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬である役員賞与により構成するものとする。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であり業績連動報酬に相応しくないことから、基本報酬のみとする。

・基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責、他社水準、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して個人別の基本報酬の額を決定するものとする。監査等委員である取締役の基本報酬については、監査等委員会規程・監査等委員会基準に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定するものとする。

・業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は、毎年一定の時期に現金による支給とし、当社の業績や経営状況及び個人の成果や職責並びに環境の変化等を鑑み、報酬委員会の答申結果を踏まえて決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、報酬委員会において取締役報酬の水準及び構成の妥当性、並びに決定プロセスの透明性・客観性についての審議・答申を行い、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が上記方針に則り、個人別の報酬額を決定するものとする。

⑥ 役員の報酬等の額の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長中山克成に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当に対する業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当に対する評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役和田成史氏は、株式会社オービックビジネスコンサルタントの代表取締役社長であります。当社と株式会社オービックビジネスコンサルタントの間には一般企業としての通常取引がありますが、その取引実績は当社の当期決算における売上高の0.1%未満であり、僅少であります。
- ・取締役上野亨氏は、株式会社うえるの代表取締役、株式会社Payment Technologyの代表取締役及びC Channel株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）丸山直樹氏は、株式会社アチーブゴールの取締役、株式会社Nelsiteの取締役及び日本エンジニアリングソリューションズ株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）栗原章氏は、栗原公認会計士事務所代表及び株式会社バリュースポーツの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に対して行った職務の概要
取締役 和田 成 史	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。IT業界における豊富な知識や経験とともに、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき経営の公平性と透明性を向上させるためのコーポレート・ガバナンスの継続的な強化の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 上 野 亨	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。証券業界における豊富な知識や経験とともに、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき経営の公平性と透明性を向上させるためのコーポレート・ガバナンスの継続的な強化の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員) 丸 山 直 樹	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。長年にわたる証券会社経営の経験と法令や規則の改正、規制等の知識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 栗 原 章	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、当面は中間及び期末の年2回とし、配当性向は30%を目安として業績に連動した配当を行うこととしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記指針に基づき1株当たり50円（普通配当40円、創立25周年記念配当10円）を実施することを決定いたしました。すでに、2021年9月10日に実施済みの中間配当金1株当たり30円とあわせまして、年間配当金は1株当たり80円となります。この結果、当事業年度の配当性向は34.3%となりました。

なお、当社は定款の定めにより、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。また、期末配当については12月31日、中間配当については6月30日を基準日と定めております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,990,421	流 動 負 債	2,748,132
現金及び預金	7,486,646	買掛金	718,084
売掛金	2,309,321	1年内返済予定の 長期借入金	173,276
仕掛品	112,352	未払法人税等	476,745
その他	82,100	未払費用	1,037,179
固 定 資 産	1,450,450	その他	342,847
有 形 固 定 資 産	69,318	固 定 負 債	107,806
建物及び構築物	49,204	長期借入金	92,876
工具、器具及び備品	20,114	その他	14,930
無 形 固 定 資 産	10,518	負 債 合 計	2,855,938
ソフトウェア	5,664	(純 資 産 の 部)	
のれん	4,564	株 主 資 本	8,145,486
その他	289	資本金	1,050,633
投 資 そ の 他 の 資 産	1,370,612	資本剰余金	990,633
投資有価証券	922,383	利益剰余金	6,105,214
繰延税金資産	228,278	自己株式	△994
その他	219,950	その他の包括利益累計額	219,698
資 産 合 計	11,440,871	その他有価証券評価差額金	161,777
		為替換算調整勘定	57,920
		新 株 予 約 権	2,511
		非 支 配 株 主 持 分	217,235
		純 資 産 合 計	8,584,932
		負 債 純 資 産 合 計	11,440,871

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		13,293,952
売上原価		9,398,196
売上総利益		3,895,756
販売費及び一般管理費		893,814
営業利益		3,001,942
営業外収入		
受取利息	5,371	
受取配当金	1,610	
投資有価証券売却益	7,177	
助成金の収入	2,800	
その他	2,423	19,383
営業外費用		
支払利息	2,249	
為替差損	13,785	
その他	433	16,468
経常利益		3,004,857
税金等調整前当期純利益		3,004,857
法人税、住民税及び事業税	795,198	
法人税等調整額	57,807	853,005
当期純利益		2,151,851
非支配株主に帰属する当期純利益		25,839
親会社株主に帰属する当期純利益		2,126,012

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,356,669	流動負債	2,633,431
現金及び預金	7,052,963	買掛金	712,029
売掛金	2,181,288	1年内返済予定の長期借入金	173,276
仕掛品	48,098	未払金	23,702
前払費用	47,478	未払費用	971,061
その他	26,840	未払法人税等	465,985
		預り金	83,823
固定資産	1,605,457	未払消費税等	203,553
有形固定資産	55,275	固定負債	107,806
建物	37,717	長期借入金	92,876
工具、器具及び備品	17,557	その他	14,930
		負債合計	2,741,237
無形固定資産	10,518	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,664	株主資本	8,056,600
のれん	4,564	資本金	1,050,633
その他	289	資本剰余金	990,633
投資その他の資産	1,539,663	資本準備金	990,633
投資有価証券	922,383	利益剰余金	6,016,328
出資金	1,610	その他利益剰余金	6,016,328
関係会社出資金	176,644	別途積立金	20,000
長期前払費用	33,328	繰越利益剰余金	5,996,328
敷金保証金	108,590	自己株式	△994
保険積立金	34,793	評価・換算差額等	161,777
ゴルフ会員権	38,506	その他有価証券評価差額金	161,777
繰延税金資産	223,806	新株予約権	2,511
資産合計	10,962,126	純資産合計	8,220,889
		負債純資産合計	10,962,126

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,597,421
売上原価	8,845,417
売上総利益	3,752,003
販売費及び一般管理費	833,520
営業利益	2,918,483
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,682
有価証券利息	4,463
投資有価証券売却益	7,177
助成金収入	2,800
為替差益	1,674
その他	436
	18,235
営業外費用	
支払利息	2,237
社債利息	12
その他	433
	2,683
経常利益	2,934,035
税引前当期純利益	2,934,035
法人税、住民税及び事業税	784,186
法人税等調整額	62,279
当期純利益	2,087,569

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

ベース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任
社員
業務執行社員
指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 跡部 尚志

公認会計士 三木 康弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベース株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

ベース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	跡部	尚志
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	三木	康弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベース株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

ベース株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 橋本幹朗 ㊟

監査等委員 丸山直樹 ㊟

監査等委員 栗原章 ㊟

(注) 監査等委員丸山直樹及び栗原章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

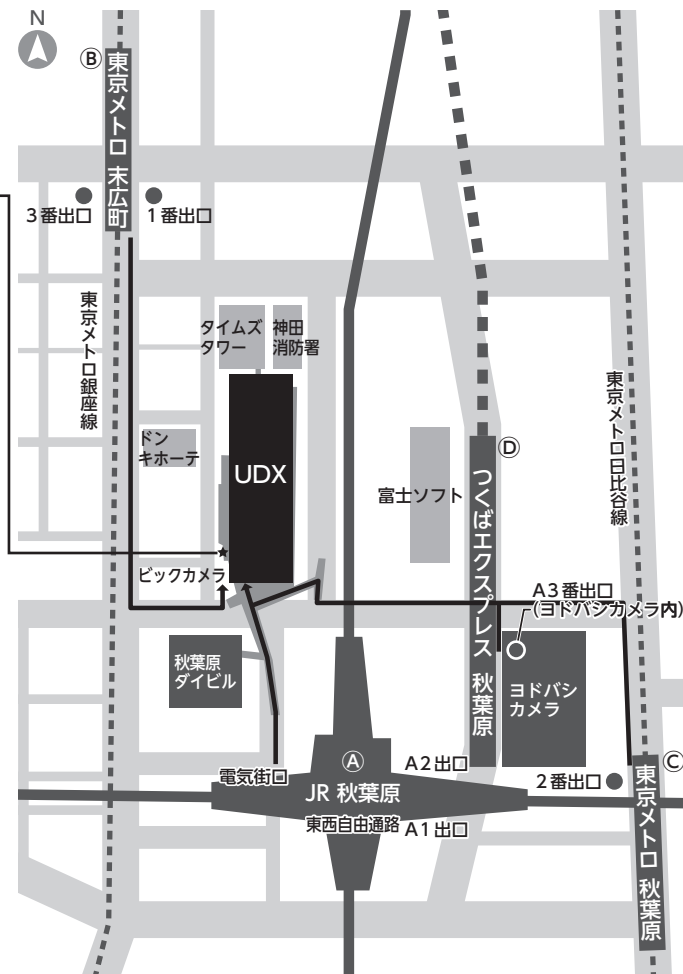
株主総会会場ご案内図

会場 秋葉原UDX 4階 GALLERY NEXT-3
東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話 (03) 3254-8421

2階 歩行者デッキより
4階 直通エスカレーターを
ご利用いただけます。

最寄駅

- ① JR総武線・山手線・京浜東北線
秋葉原駅
電気街口より
徒歩2分
- ② 東京メトロ銀座線
末広町駅
1番又は3番出口より
徒歩3分
- ③ 東京メトロ日比谷線
秋葉原駅
2番出口より
徒歩4分
- ④ つくばエクスプレス
秋葉原駅
A3番出口より
徒歩3分



◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。